

# 令和 6 年度の検討の振り返り



危険物保安技術協会  
Hazardous Materials Safety Techniques Association



令和5年度、総務省消防庁は水素等に係るGX新技術の動向についての把握及び関係する危険物規制についての調査分析を行い、関係業界団体からヒアリング等を通して危険物規制に係る課題の抽出を行った。

当該調査結果報告書において、次のとおり課題が示された。

危険物施設の保安体制向上のためDX導入を推進する一方で、これら高経年化した装置に対しては、DX技術を活用した維持管理手法の適用等、高度な保安体制への移行が不可欠である。高経年化対策とGXを同時に強力に進めるためには、DX技術等を活用した高度な保安体制を構築した事業者は、設備更新に係る手続きや立ち合いによる完成検査等の簡略化等、危険物施設へのDX導入の動機づけとなる新たな仕組みの創設が望まれる。

## 【課題解決に向けた検討】

昨年度から総務省消防庁において「水素等のGX新技術に係る危険物規制に関する検討会」を開催する中で、変更手続きの合理化に係る(仮称)変更工事認定事業所制度の立ち上げに向けて検討を行っているところである。



## 【現状】

危険物施設の位置、構造又は設備を変更しようとするときは、市町村長等の許可を受けなければならない。

ただし、当該変更工事が、次の①～③のいずれかに該当する場合は、**変更の許可を要しない軽微な変更工事と取り扱う**旨の技術的助言を示している。（平成14年3月29日付け消防危第49号）

＜軽微な変更工事と取り扱う場合＞

- ① 危険物施設の位置、構造又は設備に係る技術基準の内容と関係が生じないものであるとき
- ② **保安上の問題を生じさせないものであることが明白であるとき**
- ③ 資料等の確認により消防本部が保安上の問題を生じさせないと判断したとき



軽微な変更工事として取り扱う場合について、現状、**事業所の保安体制によらず一律の基準**である。

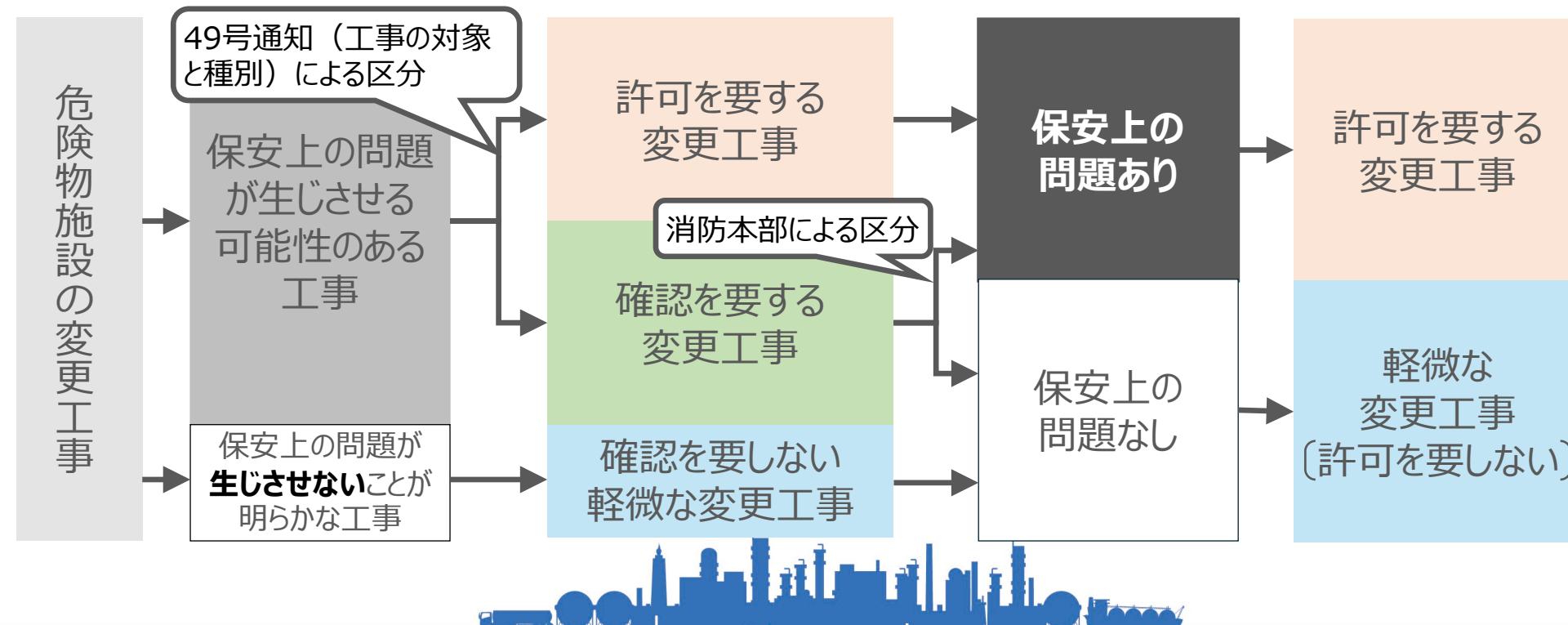
令和6年度の消防庁主催の検討会において、**事業所の保安体制**に着目し、**保安上の問題を生じさせるかどうかの区分**を行った。



# 現状の変更工事の区分



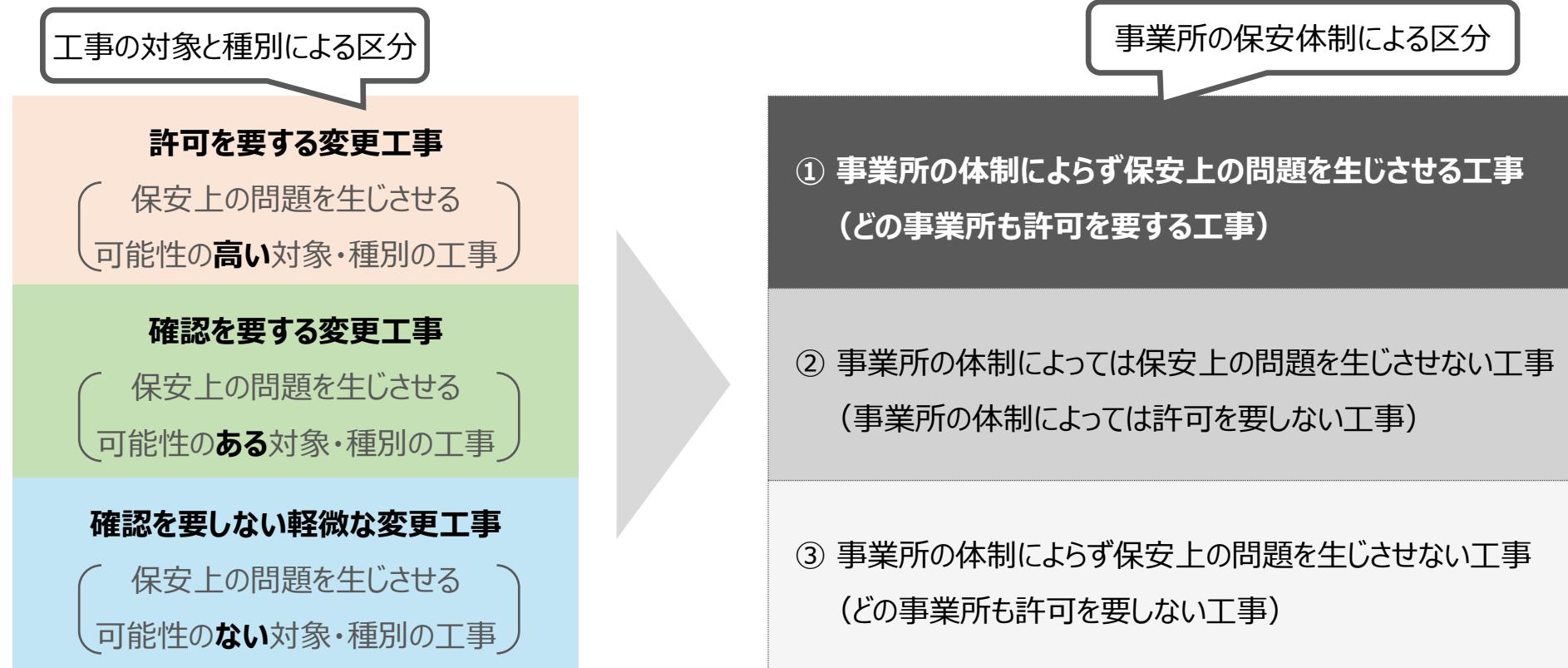
- 平成14年消防危第49号通知（以下、「49号通知」という。）において、危険物施設における変更工事は、保安上の問題が生じる可能性のある工事を“許可を要する変更工事”又は“確認を要する変更工事”、保安上の問題が生じないことが明らかな工事を“確認を要しない軽微な変更工事”と区分されている。
- 当該工事が3つの変更工事区分のいずれに該当するかは、**工事の対象**（工作物、タンク等）と**種別**（取替、補修等）に着目した具体的な判断資料が示されている。
- “確認を要する変更工事”的うち、消防本部により保安上の問題があると認められた工事については“許可を要する変更工事”となり、保安上の問題がないと認められた工事については“軽微な変更工事”となる。



# 変更工事区分に事業所の保安体制を考慮した再検討



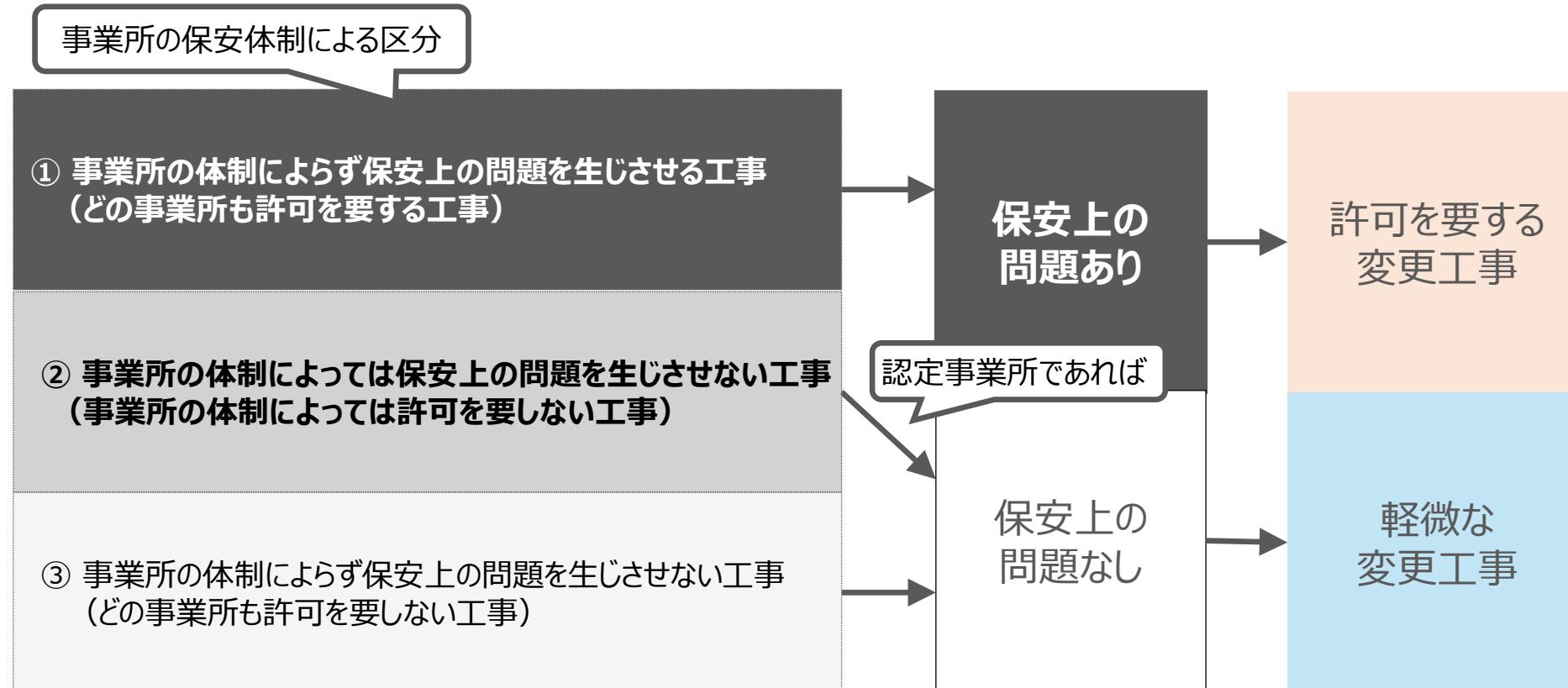
▶ 変更工事について、**事業所の保安体制に着目した観点からは** “①事業所の体制によらず保安上の問題を生じさせる工事”、“②事業所の体制によっては保安上の問題を生じさせない工事”及び“③事業所の体制によらず保安上の問題を生じさせない工事”の**3つに区分できる**のではないか。



# 認定事業所が行う変更工事の区分と手続き

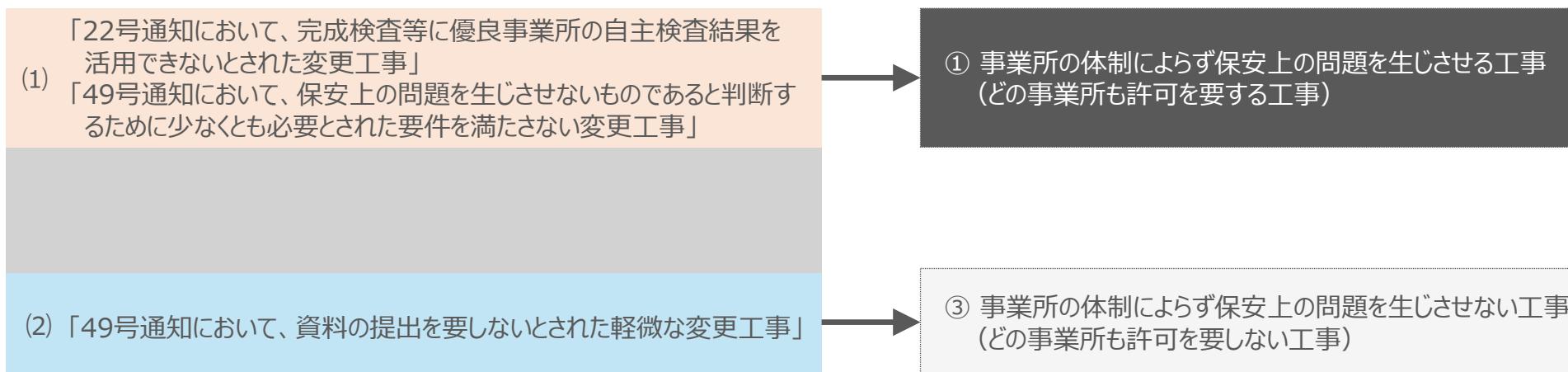


➤ “②事業所の体制によっては保安上の問題を生じさせない工事”とした工事については、変更工事に係る高度な自主保安体制が構築され、かつ、優れた保安実績が認められる事業所（以下「認定事業所」という。）であれば、保安上の問題が生じない工事と取り扱うことが可能ではないか。



# 事業所の保安体制による変更工事の区分

- ▶ 平成11年消防危第22号通知では、保安のための優れた体制を有することが実績からも明らかであると認める事業所（以下「優良事業所」という。）が行う一定の変更工事について、市町村長等は優良事業所の自主検査結果を活用して完成検査等を実施することができるとしている。一方、工事の内容によって、**優良事業所の自主検査結果を完成検査等に活用できない変更工事**が示されている。当該変更工事は、“①事業所の体制によらず保安上の問題を生じさせる工事”と取り扱うべきではないか。（以下、①と取り扱うべき工事として整理する。）
- ▶ 49号通知では、変更工事の内容が、保安上の問題を生じさせないものであることが明らかになったものは、軽微な変更工事とするとできるとしている。また、変更工事が**保安上の問題を生じさせないものであると判断するために少なくとも満たす必要がある要件**が示されている。当該要件を満たさない変更工事は、“①事業所の体制によらず保安上の問題を生じさせる工事”と取り扱うべきではないか。（以下、①と取り扱うべき工事として整理する。）
- ▶ 49号通知では、工事の内容が極めて軽微であることから保安上の問題を生じさせないことが明白であるものについては、**資料の提出を要しない軽微な変更工事**とするとできるとしている。当該変更工事は”③事業所の体制によらず保安上の問題を生じさせない工事”と取り扱うことができるのではないか。（以下、③と取り扱うことができる工事として整理する。）



# 事業所の体制によらず保安上の問題を生じさせる工事



## 49号通知（平成14年3月27日付け 消防危第49号）

（保安上の問題を生じさせないものであると判断するために少なくとも必要とされた要件を満たさない変更工事）

## 22号通知（平成11年3月17日付け 消防危第22号）

（完成検査等に優良事業所の自主検査結果を活用できないとされた変更工事）

① 大規模な危険物施設に係る変更工事（容量500キロリットル以上の危険物タンク本体の工事等）

② ①以外の変更工事のうち、次のいずれかに該当するもの

ア 当該事業所で取り扱う危険物の品名や数量の変更を伴うもの

イ 危険物施設の周囲に設ける空地等が確保できなくなるもの

ウ 危険物施設の建物の防火構造等に変更を伴うもの

エ 危険物の製造プロセス等（圧力、温度等）の変更を伴うもの

③ ①②以外の変更工事のうち、管轄の市町村長等又は消防本部が特に指定するもの（例えば、市町村長等が特例として認めた経緯等のある部分の変更を伴うもの）



## 合理化が可能な変更工事の範囲

事業所の体制によらず保安上の問題を生じさせる工事  
(どの事業所も許可を要する工事)

「22号通知において、完成検査等に優良事業所の自主検査結果を活用  
できないとされた変更工事」

「49号通知において、保安上の問題を生じさせないと判断する  
ために少なくとも必要とされた要件を満たさない変更工事」

事業所の体制によっては保安上の問題を生じさせない工事  
(事業所の体制によっては許可を要しない工事)

## 合理化が可能な変更工事

事業所の体制によらず保安上の問題を生じさせない工事  
(どの事業所も許可を要しない工事)

「49号通知において、資料の提出を要しないとされた軽微な変更工事」

## 合理化が可能な変更工事の内容

### ア. 工事が特定されていること

(ア)事業所において想定される変更工事として、当該変更工事の内容が明確化・類型化されていること

(イ)当該変更工事の内容が保安上の問題を生じさせない類型に該当か否かに係る判断プロトコルが明確化されていること

### イ. 当該変更工事に伴う事故防止が可能のこと

(ア)変更工事に伴う事故とその要因が特定されていること

(イ)要因ごとにリスクに応じて適切な対策が明確になっていること



## 保安上の問題を生じさせないものと取り扱うことができる事業所の保安体制の評価の着眼点

### 変更工事に係る高度なリスク管理体制

#### a. 社内手続きの確立

- (a) 判断プロトコルの運用及び継続的な改善を行う体制
- (b) 変更工事の進捗状況及び履歴を記録し管理する体制

#### b. 事故防止体制

- (a) 変更工事のリスクに応じた事故防止対策が実行できる体制
- (b) 近隣施設の事故が当該変更工事に及ぼすリスクに応じた事故防止対策が実行できる体制
- (c) 上記の対応を周知徹底できる体制

#### c. 事故発生時の応急対応等

- (a) 事故発生時の的確な応急対応計画の整備とそれに基づいた十分な教育訓練の実施体制
- (b) 公設消防隊と施設情報や災害情報等を効果的に共有できる連携体制

### 自律的・主体的な保安確保に係るマネジメント体制

#### d. 自律的な保安確保に係るマネジメント体制

- (a) 保安確保に対する経営トップの明確なコミットメント
- (b) 十分なコンプライアンス体制・コーポレートガバナンスの確保

#### e. 主体的な保安確保に係るマネジメント体制

- (a) 関連するリスクの適切な洗い出しとその対応のための取組
- (b) 保安の高度化に係る取組（最新テクノロジーの導入等）

#### f. 事故防止その他の優れた実績・検証体制

- (a) 事故防止・法令遵守に係る実績とその検証
- (b) 自律的・主体的な取組みに係る実績とその検証

